

## 夫の扶養範囲を考えながら妻の働き方を検討する場合



所得税の計算では、「所得控除」という収入を抑制できるマイナスの効果がありますが、健康保険税は収入額が基準となる為、基準からオーバーすると自分の勤務先の社会保険（厚生年金＋健康保険）に加入する義務が生じます。

- ① 年収が 100 万円以下なら住民税も所得税も課税されず、全額手元に残ります。100 万円超で住民税が課税されます。
- ② 103 万円の壁は、これを超えると住民税＋所得税も課税されます。
- ③ 106 万円の壁は、従業員数が 101 人以上の企業に勤務していれば、＋社会保険（厚生年金＋健康保険）への加入義務が発生するので夫の健康保険の扶養から除外されてしまいます。※100 人以下の中小企業の場合は夫の扶養範囲です。
- ④ 130 万円以上になると中小規模の勤務先でも妻は独自に社会保険に加入となる為、年間で約 20 万円前後の社会保険料が差引かれるので会社に拘束される時間が伸びても手取り収入は扶養の時と大きく変わらない程度になります。
- ⑤ いっそ扶養から外れるなら、150 万円まで増やした方が成果は感じられると思います。
- ⑥ 所得税の扶養範囲だけを意識して妻の収入を増やすと、夫の減税額 3,000 円に対して、妻の社会保険料は 25 万円以上の負担になります。